



留寿都村の国民健康保険税の 賦課限度額が変わります

国民健康保険は、自営業や職場の健康保険に加入されていないかた、また会社を退職された方を対象に、みなさんが安心して医療を受けられるように市町村が運営する医療制度です。

国では、国保財政の基盤安定化と負担能力に応じた応分の負担、更に保険料負担の格差是正の観点から、平成26年度以降、毎年、法定限度額の引き上げを行っています。（下表参照）

年度	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
平成26年度	510,000円	160,000円	140,000円	810,000円
平成27年度	520,000円	170,000円	160,000円	850,000円
平成28年度	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円

本村の国民健康保険税の賦課限度額は、国民健康保険の財政状況等を見ながら、国の改正額と現行との差が大きくなった年度は医療分の段階的な改正を行いました。それ以外は遅くとも1年遅れで法定限度額に改正しているところです。

これは、保険の財源は、皆さんから納めていただく保険税や国・道からの補助金等で賄われていますが、保険給付の大半が医療給付であり、納めた保険税の多少に関わらず症状に応じた医療給付をみんなが同じように受けられていることから、負担能力があるからと無制限に徴収するのではなく、「限度額」を設定して応分の負担をいただいているものです。このことから、法で定める限度額に設定するのが制度本来の考え方として、健全な運営のため、平成28年度の本村の国民健康保険税の賦課限度額は、平成27年度の法定限度額に1年遅れで改正することとしました。

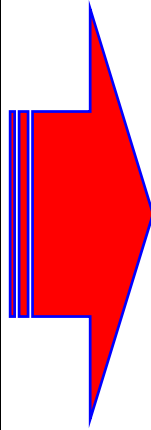
つきましては、決定に係る考え方や本村の国民健康保険事業の運営状況についてご理解いただき、保険税の納付についてよろしくお願いたします。

なお、国では平成28年度に、国民健康保険税の減額の軽減判定所得も改正しており、この改正について、村も平成28年度の国民健康保険税から適用するよう改正しました。

詳細は、2. 国民健康保険税の減額の軽減判定所得 をご覧ください。

1. 賦課額・賦課限度額

現 行		
医療分		
応能	所得割額	10.0%
	資産割額	80.0%
応益	均等割額	18,000円
	平等割額	30,000円
限度額		510,000円
*法定限度額		520,000円
後期高齢者支援金分		
応能	所得割額	1.8%
応益	均等割額	6,000円
	平等割額	8,000円
限度額		160,000円
*法定限度額		170,000円
介護納付金分		
応能	所得割額	2.5%
応益	均等割額	9,000円
	平等割額	10,000円
限度額		140,000円
*法定限度額		160,000円



改 正 後	
医療分	
据え置き	
限度額	520,000円
*法定限度額	540,000円
後期高齢者支援金分	
据え置き	
限度額	170,000円
*法定限度額	190,000円
介護納付金分	
据え置き	
限度額	160,000円
*法定限度額	160,000円

上記のとおり、平成28年度の医療費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額は、国が平成27年度に改正した法定限度額に改正を行いました。なお、平成28年度に国が改正した法定限度額（医療分と後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円の引上げ）への改正は、制度本来の考え方にに基づき平成29年度に改正するよう検討することとしています。

2. 国民健康保険税の減額の軽減判定所得

国民健康保険税は、前年の所得が一定の基準以下の場合、保険税が軽減されます。平成28年度の軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗すべき金額は、5割軽減は265,000円に、2割軽減は480,000円に引き上げられ、軽減の基準所得が引き上げられました。

	平成27年度	平成28年度
5割軽減	基礎控除額(33万円) + <u>26万円</u> ×被保険者数	基礎控除額(33万円) + 26.5万円 ×被保険者数
2割軽減	基礎控除額(33万円) + <u>47万円</u> ×被保険者数	基礎控除額(33万円) + 48万円 ×被保険者数

3. 医療費を有効に使うために

- (1) 同じ病気でいくつもの医療機関を受診する重複受診は控えましょう。
- (2) かかりつけのお医者さんを持ちましょう。
- (3) 急病の場合を除き、時間外受診はできるだけ避けましょう。
- (4) 年に1回は健康診断を受けて、病気の早期発見に努めましょう。



※ご不明な点等がございましたら、留寿都村保健医療課（☎46-3131）にお問合わせください。